令和５年度
ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）
【未就学児だれでも子育てサポート】

品川区では、日常生活上の突発的な事情やリフレッシュ等の目的により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を助成する制度を実施します。

１．制度概要

対象者	品川区に住所を有する、以下のいずれかの要件を満たす０～５歳児の保護者。 （満６歳になる年度の３月３１日まで） ●日常生活の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方 （保護者の残業や病気、自己実現、学校行事等、**幅広い理由**が対象） **（認可保育園等に在籍していても利用できます）** ●ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方 （保護者と一緒にベビーシッターが共同で保育します）
助成額	**7**時～ **22**時　1時間**2,500**円上限 **22**時～翌**7**時　1時間**3,500**円上限 **２４時間３６５日利用可能** ・予約時間ではなく、**実際に保育を受けた時間に対しての補助**となります。 ・**月ごとに、分単位を切り捨てます。** ・**通常の時間帯と夜間帯それぞれについて、月ごとに分単位を切り捨てます。** 1日のうち通常時間帯と夜間帯にまたがり、かつ1時間単位での利用があった場合は、その1時間について、端数切捨てとせず、利用時間の割合が多いほうの上限額で計算します（割合が同じ場合、上限額は2,500円となります）。 例）1日の利用が20:45～22:45だった場合 20:45～21:45は2,500円、21:45～22:45は3,500円を上限にそれぞれ1時間分補助します。 ・勤務先の福利厚生やクーポン等により割引が適用されている場合は、**実際にお支払いされた料金が助成対象となります。クーポン割引額は、原則として基本保育料から減額します。** ・利用したベビーシッターの**1時間あたりの保育料以上のクーポンを利用した場合のみクーポン分を申請時間から除外します（1時間単位の除外となります）。** 例1）1時間あたり2,000円のシッターを5時間利用し、4,000円分（2時間分にあたる金額）の割引があった場合。 申請時間・申請額は「3時間 6,000円」となります。 例2）1時間あたり2,000円のシッターを5時間利用し、3,000円分（1時間分以上2時間分未満にあたる金額）の割引があった場合。 申請時間・申請額は「4時間 7,000円」となります。
利用限度	児童一人につき、年度あたり**144**時間 多胎児（双子など）の場合は、児童一人につき年度あたり**288**時間
対象利用料	事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価（税込） ※入会金、会費、手数料、オプション料、交通費、キャンセル料、保険料、その他これらに準ずる費用は対象になりません。 ※送迎サービスが基本保育料に含まれる場合は助成対象ですが、オプション料金となる場合は、助成対象外です。 ※時間帯による割増料金は補助対象です。
対象事業者	東京都が定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者の中から事業者を選び、保護者が直接事業者と契約してください。 **契約の際、事業者へ必ず「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」とお伝えください。** ※保育を受けた後に本事業対象外の利用であることが判明した場合、本補助金を申請いただくことができませんのでご注意ください。 本制度の認定事業者はこちら

ベビーシッター	以下の区の求める要件のうち、１つ以上を満たすベビーシッター ア　東京都または公益社団法人全国保育サービス協会（ＡＣＳＡ）の居宅訪問型保育基礎研修修了者(平成27年度以降に実施したもの) イ　ＡＣＳＡベビーシッター養成(新任)研修および現任研修修了者 ウ　ＡＣＳＡの認定ベビーシッター資格保有者（※） エ　子育て支援員研修(地域保育コース)修了者(子育て支援員研修は、東京都が実施するものに限らず対象とする。) オ　保育士資格所有者（※） カ　東京都内の地域型の家庭的保育者(東京都が実施する家庭的保育者研修を修了し、区市町村が認定した地域型の家庭的保育者(退職者を含む)（※） キ　看護師資格保有者（※） （※）都の補足研修を受講していることも要件です。
注意事項	・**児童1人に対し、ベビーシッター1人による保育であること。** ※例外として、助成対象児童とその兄弟姉妹を保護者とベビーシッターが一緒に保育した場合であって、保護者が契約において同意しているときは、ベビーシッターが1人であっても兄弟姉妹どちらも助成対象となります。 ※ベビーシッター1人が、未就学児2人を保育した場合（共同保育を除く）は、本補助制度の対象外となります（ベビーシッター1人が未就学児と小学生以上を保育した場合は、補助対象年齢の未就学児のみ助成対象となります）。 ・**共同保育を利用した場合、どのベビーシッター事業者を利用した場合でも、１人あたりの料金は、2人にかかる保育料の1/2として計算します。** 例）2人にかかった合計基本保育料が6,000円だった場合は、1人あたりの料金を3,000円として補助対象とします。 ※例外として、児童１人あたりの基本保育料の内訳が分かる明細書等を提出された場合のみ、明細書に記載された基本保育料にて計算します。 ・自宅での利用を想定していますが、**対象の事業者かつ要件を満たすベビーシッターが保育をしている状態であれば、自宅外でもご利用いただけます。** ・**同一日時の利用について、産後ドゥーラの利用助成制度と併用することはできません。**

２．申請スケジュール

対象月	書類提出期限	入金予定日
令和５年４月～６月	令和５年７月１４日（金）	令和５年８月末
令和５年７月～９月	令和５年１０月１３日（金）	令和５年１１月末
令和５年１０月～１２月	令和６年１月１２日（金）	令和６年２月末
令和６年１月～３月	令和６年４月１２日（金）	令和６年５月末

※最終提出期限内であれば、遡及して申請を受け付けます。
※**すでに申請した月については、別の期に再度申請することはできません。**
※最終提出期限は令和６年4月１２日（金）です。**提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由でも申請を受け付けることができません。**
※期日までに領収書等が揃わない場合は、提出予定日を交付申請書兼請求書欄外に明記の上、**交付申請書兼請求書と利用内訳表については、必ず提出期限までにご提出ください。**各提出期限の月末までに追加書類の提出があった場合は、その月の期の申請として扱います。

3．利用から補助までの流れ　※区への事前申請は不要です。

①事業者と契約（利用者⇔事業者）

東京都の「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）　認定事業者一覧」から事業者を選び、直接契約を結びます。
契約の際、必ず「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」とお伝えください。

②利用（利用者⇔事業者）

事業者から**ベビーシッター要件証明書**、**領収書の写し**、**利用明細書**の交付を受けてください。

③区へ書類提出（利用者⇒区）

【利用者作成書類】
（１）令和５年度品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼請求書
（２）ベビーシッター利用内訳表

【ベビーシッター事業者作成書類】
（３）ベビーシッター要件証明書　※利用したシッターごとに提出してください。
（４）領収証の写し
（５）利用明細書（利用児童名、シッター名、利用日時、料金の内訳がわかるもの）

※領収書に利用明細が記載されている場合は、領収書のみの提出で構いません。

④補助金交付（区⇒利用者）

4．提出方法

提出書類を、下記期限までに保育支援課へ提出（下記「5.書類提出先・問合せ先」へ郵送または窓口持参）してください。

5．書類提出先・問合せ先　（ベビーシッター）

〒140-8715
品川区広町2－1－36 第二庁舎7階　　品川区 子ども未来部 保育支援課
開設・計画担当　ベビーシッター利用支援事業担当　あて
TEL：03-5742-6039　FAX：03-5742-9178

区ホームページはこちら

こちらもご利用ください！（産後の家事・育児支援利用助成）

対象：生後１歳未満（多胎児家庭は妊娠中～３歳未満）の乳幼児を育児中の方

問合せ先：子ども家庭支援センター管理係
TEL 03-6421-5281

詳細はこちら

申請前　チェックシート

確認項目	チェック欄
下記「申請書類①～⑤」は全て揃っていますか。 ①令和５年度品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼請求書 ②ベビーシッター利用内訳表 ③ベビーシッター要件証明書(利用したシッター全員分揃っていますか。) ④領収書の写し ⑤利用明細書（利用児童名、シッター名、利用日時、料金の内訳がわかるもの） （領収書に利用明細が記載されている場合は、領収書のみの提出で構いません）	
兄弟姉妹をベビーシッターと共同保育した場合で、兄弟姉妹にそれぞれ保育料がかかっている場合は、兄弟姉妹それぞれ申請が必要です。それぞれについて上記「申請書類①～⑤」を作成していますか。	
共同保育を利用した場合は、ベビーシッター利用内訳表に「〇」をしていますか。	
ベビーシッター利用内訳表に記載の料金は、基本保育料（税込み）のみの金額となっていますか（クーポンは基本保育料から減額していますか）。	
ベビーシッター利用内訳表に記載の申請時間は、予約時間ではなく、実際に利用した時間となっていますか。	
ベビーシッター要件証明書は派遣されたベビーシッター全員分添付していますか。	
利用明細書に利用児童名、シッター名、利用日時、料金の内訳が記載されていますか。	
請求書のみではなく、領収書を添付していますか。	
締切日までに書類がそろわない場合は、不足書類の提出予定日を記載していますか。	
消せるボールペンを使用していませんか（ボールペン等消えないペンで記載してください）。	
すでに申請した月を再度申請することはできません（第1期で4/12、4/20の利用分を申請し、第2期で4/30利用分を申請することはできません）。申請漏れはありませんか。	